

専決処分の承認について

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、年収約360万円未満相当の世帯に対し、次に掲げる特例措置を拡充することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

- (1) 従来の多子軽減（利用者負担額算定の基準となる子どもが2名以上いる世帯の利用者負担額について、第2子を2分の1の額、第3子以降を無償とするもの）における年齢上限を撤廃すること。
- (2) ひとり親世帯等の子どもに係る利用者負担額を2分の1の額とすること。
- (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも該当する世帯について、第2子以降に係る利用者負担額を無償とすること。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年秦野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中 6 を 9 とし、同表備考 5 中「2 名以上の小学校 3 年生以下の子どもがいる場合」の次に「又は養育里親等に養育等を受けている 2 名以上の小学校 3 年生以下の子どもがいる場合」を加え、同表備考 5 を同表備考 6 とし、その次に次のように加える。

7 備考 6 の規定にかかわらず、C～D 4 階層及び D 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）に 2 名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第 2 及び別表第 3 において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

8 備考 4、備考 6 及び備考 7 の規定にかかわらず、D 1～D 4 階層及び D 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）における備考 3 各号のいずれかに該当する世帯に 2 名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

別表第 1 備考中 4 を 5 とし、3 の次に次のように加える。

4 D 1～D 4 階層及び D 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）における備考 3 各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 2 備考中 5 を 8 とし、4 を 7 とし、3 を 4 とし、その次に次のように加える。

5 備考4の規定にかかわらず、C～D2階層及びD3階層（市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

6 備考2、備考4及び備考5の規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

別表第2備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3備考中2を5とし、1を2とし、その次に次のように加える。

3 備考2の規定にかかわらず、C～D2階層及びD3階層（市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

別表第3に備考1として次のように加える。

1 C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯

の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正）
- 2 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考中8を11とし、7を10とし、同表備考6中「備考3第1号」を「備考5第1号」とし、同表備考6を同表備考9とし、同表備考5中「備考3」を「備考5、備考6若しくは備考7」とし、同表備考5を同表備考8とし、同表備考4を同表備考5とし、その次に次のように加える。

6 備考5の規定にかかわらず、C～D2階層及びD3階層（市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等（小学校就学前の児童の扶養義務者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、小学校就学前の児童の扶養義務者と生計を一つにしているものをいう。この表において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る徴収金額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る徴収金額は、賦課しない。

7 備考3、備考5及び備考6の規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る徴収金額は、賦課しない。

別表備考3中「支給認定子どもの保護者」を「小学校就学前の児童の扶養義務者」に、「利用者負担額」を「徴収金額」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における次の各号のいずれかに該当する世帯の小学

校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
- (7) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯

議案第48号 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
(略)	(略)
備考	備考
1-3 (略)	1-3 (略)
<p><u>4 D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p>	
5 (略)	4 (略)
<p><u>6 C～D18階層における同一世帯に2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合又は養育里親等に養育等を受けている2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。</u></p>	<p>5 C～D18階層における同一世帯に2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。</p>
7 備考6の規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層	

(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)に2名以上の特定被監護者等(支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第2及び別表第3において同じ。)がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

8 備考4、備考6及び備考7の規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

9 (略)

別表第2(第3条関係)

(略)

6 (略)

別表第2(第3条関係)

(略)

備考

1 (略)

2 C～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）における別表第 1 備考 3 各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3-4 (略)

5 備考 4 の規定にかかわらず、C～D 2 階層及びD 3 階層（市町村民税所得割額が 57, 700 円未満の世帯に限る。）に 2 名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

6 備考 2、備考 4 及び備考 5 の規定にかかわらず、C～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）における別表第 1 備考 3 各号のいずれかに該当する世帯に 2 名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目

備考

1 (略)

2-3 (略)

以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

7-8 (略)

別表第3 (第3条関係)

(略)

備考

1 C～D4階層及びD5階層(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 (略)

3 備考2の規定にかかわらず、C～D2階層及びD3階層(市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。)に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

4-5 (略)

別表第3 (第3条関係)

(略)

備考

1 (略)

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

5 （略）

2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正）

2 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考中8を11とし、7を10とし、同表備考6中「備考3第1号」を「備考5第1号」とし、同表備考6を同表備考9とし、同表備考5中「備考3」を「備考5、備考6若しくは備考7」とし、同表備考5を同表備考8とし、同表備考4を同表備考5とし、その次に次のように加える。

6 備考5の規定にかかわらず、C～D2階層及びD3階層

(市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。)に2名以上の特定被監護者等(小学校就学前の児童の扶養義務者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、小学校就学前の児童の扶養義務者と生計を一つにしているものをいう。この表において同じ。)がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る徴収金額は、この表の額の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る徴収金額は、賦課しない。

7 備考3、備考5及び備考6の規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層(市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)における別表備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る徴収金額は、賦課しない。

別表備考3中「支給認定子どもの保護者」を「小学校就学前の児童の扶養義務者」に、「利用者負担額」を「徴収金額」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 C～D 4階層及びD 5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における次の各号のいずれかに該当する世帯の小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯

(7) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯